

「広島市立小・中学校（51施設）で使用する電気」の質疑応答書

令和3年1月15日

一般競争入札参加者各位

広島市長

| 番号 | 仕様書頁等 | 質問 | 回答 |
|----|---------------|--|---|
| 1 | その他 | 入札時に力率割引を含めますか。含める場合力率100%で宜しいでしょうか。 | 基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 |
| 2 | 入札附属書 | 入札附属書の端数処理について指定があれば教えてください。 ・基本料金 ・電力量料金 | 入札説明書9(3)(注)3に記載しているとおります。 |
| 3 | その他 | 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。 | 本文書掲載時点においては、契約期間中に電力の契約に影響するような工事予定はありません。 |
| 4 | 契約書(案)第10条第3項 | 各月の請求における燃料費調整額は、その請求月に適用されている管轄の一般送配電事業者の約款に定める算定と同額となりますが、よろしいでしょうか。 | 契約書(案)第10条第3項に記載しているとおります。 |
| 5 | 契約書(案)第2条 | 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。 | 契約書(案)第2条第2項に記載しているとおりの協議は可能です。 |
| 6 | その他 | 現在の供給者を教えてください。 | 「中国電力株式会社」様です。 |
| 7 | 契約書(案)第11条 | 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。 | WEBからのダウンロードには対応していませんので、適法な紙の請求書を郵送して下さい。 |

| | | | |
|----|-----------------------|--|--|
| 8 | 契約書(案) 第11条 | 検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。 | 検針票の様式は指定していませんので、検針内容が確認できるものであれば問題ありません。 |
| 9 | 契約書(案) 第6条 | (権利義務の譲渡等) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』 | 条文の追加・変更はできません。ただし、契約書(案)第6条に記載のとおり、協議のうえ、覚書等で対応することは可能です。 |
| 10 | 契約書(案) 第9条 | 計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。『計量は毎月1日午前0:00に行う。』 | 条文の追加・変更はできません。契約書(案)第9条に記載のとおり、発注者と受注者とが協議のうえ、計量日を定めます。 |
| 11 | 契約書(案) 第11条 第2項 | (支払日) 支払期日について落札後協議に応じて頂けますか。 例:「請求書を受理した日から30日以内」等 | 契約書(案)に基づく協議は可能です。 |
| 12 | その他 | 契約書の提出および契約締結期限について協議可能でしょうか。 | 入札説明書11(4)アに記載しているとおりです。期限についての協議はできません。 |

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。